

人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業 交付金の手引き

(令和7年度版)

公益財団法人 地域社会振興財団

目 次

1	はじめに	1
2	交付対象事業	3
3	交付申請から交付金交付までの流れ	3
(1)	交付申請について	3
(2)	交付の内示及び決定について	3
(3)	実績報告書及び交付金交付請求書の提出について	3
(4)	交付金交付について	3
(5)	実地調査について	4
(6)	その他	4
4	事業区分一覧表	5
5	様式及び作成要領	
	<都道府県>	
	交付申請書 (様式第2号)	6
	別紙 (事業概要)	7
	実績報告書 (様式第4号)	8
	別紙 (事業の効果、収支決算報告等)	9
	交付請求書 (様式第5号)	10
	<市(区)町村>	
	交付申請書 (様式第2号)	11
	別紙 (事業概要)	12
	主な事業経費 (注意が必要なもの)	13
	都道府県の副申 (様式第2号の2)	14
	実績報告書 (様式第4号)	15
	別紙 (事業の効果、収支決算報告等)	16
	交付請求書 (様式第5号)	18
	提出書類のまとめ方 (都道府県ご担当の方へ)	19
6	申請書作成要領 具体例	
	区分④医療対策事業「地域医療技術向上推進事業」(旧特定事業区分ア)	20
	研修事業 申請書 (様式第2号)	21
	別紙 (事業概要)	22
	研究事業 申請書 (様式第2号)	23
	別紙 (事業概要)	24
7	参考資料	
	高齢社会対策大綱	27
	こども大綱	29
	デジタル田園都市国家構想総合戦略	35
	地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程	39

令和7年度
人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業に関する日程表

年	月	交付金事業内容
令和6年	11月	交付金審査会 (交付方針の決定)
	12月	募集の開始【交付の申請】 市(区)町村分は都道府県にて取りまとめ
令和7年	1月 (上旬)	↓ 募集の締切
	2月	
	3月 (下旬)	採択・内示
	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	交付の決定
令和8年	1月	
	2月	
	3月	【実績報告及び交付の請求】 交付金の交付

1 はじめに

公益財団法人地域社会振興財団（以下「財団」という。）は、住民の日常生活圏域である地域社会における各種問題について基礎的総合的研究等を行うとともに、地域社会に対する施策を推進し、もって地域社会における住民の健康及び福祉の向上並びに文化の振興を図り、地方自治の基盤の充実に寄与するための各種事業を積極的に行っています。

人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金事業は栃木県から発行される地域医療等振興自治宝くじ（通称：レインボーくじ）の収益金をその財源とし、各都道府県及び市（区）町村が人口減少・少子高齢化の進展に対処するための施策及び東京圏の人口集中を是正し、地方で安心して、子どもを生み育て、暮らすことができる環境を確保するための施策の実現に資するために行う「人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業」に対し、交付金を交付することを目的に実施いたします。

是非、この貴重な財源を有効的にご活用いただきますよう、ご案内申し上げます。

高齢社会対策大綱の基本的考え方

- (1) 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築
- (2) 一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築
- (3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細やかな施策展開・社会システムの構築

平成 元年度～平成 8 年度 「長寿社会対策大綱」（昭和 61 年 6 月 6 日閣議決定）
平成 9 年度～平成 14 年度 「高齢社会対策大綱」（平成 8 年 7 月 5 日閣議決定）
平成 15 年度～平成 24 年度 「高齢社会対策大綱」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）
平成 25 年度～平成 30 年度 「高齢社会対策大綱」（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）
平成 31 年度～令和 6 年度 「高齢社会対策大綱」（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定）
令和 7 年度～ 「高齢社会対策大綱」（令和 6 年 9 月 13 日閣議決定）

こども大綱のこども施策に関する基本的な方針

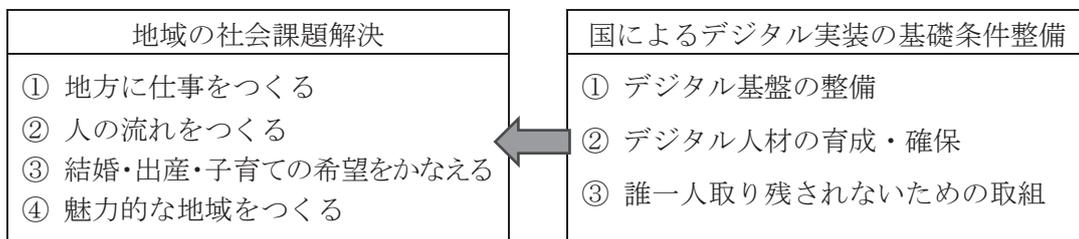
- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

平成 16 年度～平成 21 年度「少子化社会対策大綱」 (平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)
 平成 22 年度～平成 26 年度「子ども・子育てビジョン」 (平成 22 年 1 月 29 日閣議決定)
 平成 27 年度～令和 元年度「少子化社会対策大綱」 (平成 27 年 3 月 20 日閣議決定)
 令和 2 年度～令和 5 年度「少子化社会対策大綱」 (令和 2 年 5 月 29 日閣議決定)
 令和 6 年度～ 「こども大綱」 (令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)

デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方及び施策の方向

- ・「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ・デジタルの力を活用して地域創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- ・これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。



平成 27 年度～令和元年度「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)
 令和 2 年度～令和 3 年度「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和 2 年 12 月 21 日閣議決定)
 令和 4 年度～令和 6 年度「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和 4 年 12 月 23 日閣議決定)
 令和 7 年度～ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)」(令和 5 年 12 月 26 日閣議決定)

2 交付対象事業

交付対象事業は、都道府県及び市(区)町村が高齢社会対策大綱等の実現に資するために
行う単独事業とし、実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの単年度事業とし
ます。(国、地方公共団体の補助金を受けている事業は、対象になりません。)

※別表:事業区分一覧表 参照

3 交付申請から交付金交付までの流れ

(1) 交付申請について(様式第2号) 都道府県及び市(区)町村

都道府県の申請・・・1団体複数の事業の申請を可とし、合計で16,000千円まで
市(区)町村の申請・・・1団体1件まで、1件3,000千円まで
申請書(様式第2号)及び別紙を作成し、市(区)町村は、事業の参考となる資料を添
付の上、各都道府県を経由して提出してください。

※提出期限は、令和7年1月10日(金)まで

(2) 交付の内示及び決定について

財団は、都道府県及び市(区)町村から申請のあった事業について審査し、交付の内示
を令和7年3月末を目途に行います。また、交付の決定は、事業の財源となる宝くじの
交付金が確定した後の令和7年12月を目途に行います。

(3) 実績報告書及び交付金交付請求書の提出について

この内示を受けて実施する事業は、当該年度内に事業を完了していただくことになり
ます。実績報告書(様式第4号)及び交付金交付請求書(様式第5号)を、市(区)町村は各
都道府県を経由して提出してください。

なお、事業実績とする記録写真や印刷物(成果物)を必ず添付してください。

また、必要に応じて調査等を行う場合もありますので、経費の収支を明らかにした領
収書類や業務委託の契約書(控)は、10年間保管をしてください。

※提出期限は、令和8年3月2日(月)まで

(4) 交付金交付について

財団は、都道府県及び市(区)町村から提出された実績報告書を審査し、事業が適正に
行われたことを確認したときは、交付請求書に基づき交付金を令和8年3月末日に交付
します。

(5) 実地調査について

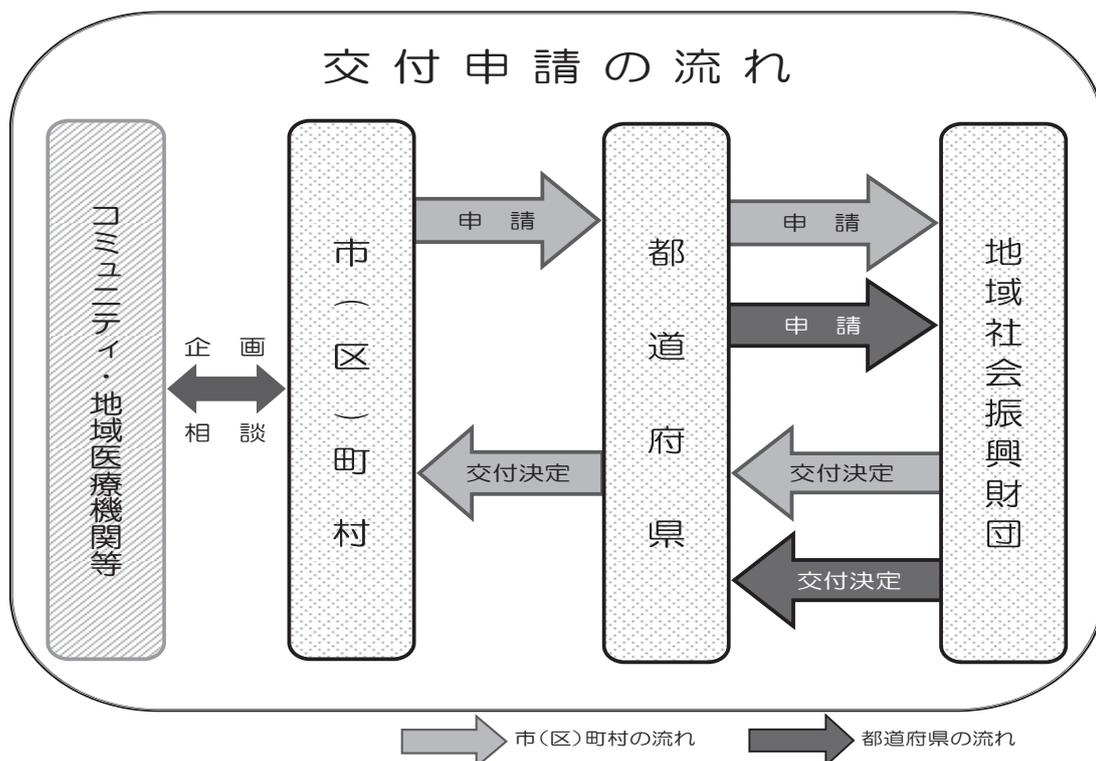
実績報告については、様式第4号及び別紙作成によりご提出いただいておりますが、当該交付金の適正な執行を確認するため、段階的に現地に赴き書類検査を行います。交付金額の大小に関わらず、以下の項目について実施いたします。なお、調査対象団体には、事前にご通知いたしますので、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

(検査項目)

- ①事業が、申請時の目的・方法・内容に沿って実施されたか。
- ②内示額の執行について、申請時から逸脱していないか。
- ③事業の効果について、写真や成果物で提出できなかった部分があれば、提示してもらおう。
- ④事業経費の収支を明らかにした領収書等を提示してもらおう。

(6) その他

交付の内示を受けた事業は、交付申請書の事業計画どおりに事業を行っていただきますが、やむを得ない理由により事業の内容を一部変更する必要がある場合は、必ず事前に財団まで連絡をしてください。なお、事業名については、変更不可ですので、ご注意ください。



事業区分一覧表

区分番号	申請事業区分名	具体的なソフト事業例
①	雇用・就業対策事業	中高年齢者の雇用促進事業 スキルアップやリ・スキリングの推進事業 高齢者の雇用・就業の場の維持、拡大推進事業 高齢者の能力活用事業 シルバー人材センター支援事業 起業支援事業 等
②	健康づくり推進事業	健康ネットワーク活動事業 食育推進事業 予防健康づくり推進事業 介護予防推進事業 等
③	介護保険制度等充実支援事業	地域包括ケアシステムの深化・推進事業 高齢者介護サービスの質向上・充実支援事業 医療と介護の連携推進事業 介護と仕事の両立支援事業 等
④	医療対策事業	地域医療従事医師及び看護師確保対策・養成事業 休日、夜間当番医の運営事業 救急医療機関活動事業 地域歯科医療確保対策事業 地域保健対策 地域医療技術向上推進事業(研究事業・研修事業) 地域医療支援事業 がん対策推進事業 オンライン診療普及推進事業 等
⑤	福祉対策事業	在宅福祉対策事業 認知症高齢者等対策事業 在宅介護支援事業 障害者生きがい支援事業 身寄りのない高齢者への支援事業 高齢者等を地域で支える仕組みづくり促進事業 福祉情報ネットワーク整備事業 等
⑥	学習・社会参加活動促進事業	ICT活用による地域コミュニティづくり支援事業 高齢者大学開設事業 人生100年時代社会参加活動促進事業 多世代社会参加活動促進事業 健やかコミュニティモデル地区育成事業 各種ボランティア活動推進事業 生涯学習ふれあい事業 高齢者スポーツ振興事業 等
⑦	住宅・生活環境事業	防災対策推進事業 地域における移動手段確保制定事業 高齢者交通安全対策事業 高齢者の保護(バリアフリー)体制づくり事業 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進事業 等
⑧	高齢社会研究開発のための事業	高齢者の生活と活動を支える研究開発事業 高齢者の健康確保研究開発事業 高齢社会対策のための調査分析・データ等の利活用事業 等
⑨	子ども・若者・子育て支援事業	妊娠・出産サポート事業 子ども・子育て支援事業 子育てと仕事の両立支援事業 子どもの居場所づくり推進事業 子ども・若者の社会参画推進事業 子ども・若者の貧困対策事業 「子どもまんなか」の実現に向けた社会・まちづくり推進事業 等
⑩	地方移住・関係人口創出事業	お試し移住支援事業 地域企業等人材マッチング支援事業 地方創生テレワーク促進事業 地域の魅力・情報発信支援事業 等
⑪	その他	財団が特に必要と認める事業 等

※調査事業及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づく取組推進事業については、内容によって区分を決めてください。

【交付申請書】都道府県分 作成要領

様式第2号

第 号
年 月 日公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事 ○ ○ ○ ○ ⑩

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付申請書

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業に係る交付金16,000,000円を交付されるよう地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

事業計画

(単位：千円)

番号	事業区分	事業の名称	事業計画概要	総事業費	財源内訳		摘要
					交付金	自己負担金	
1	②	高齢者生きがい健康づくり事業	別紙のとおり	19,180	16,000	3,180	補助事業

事務担当

所属・職・氏名	○○○部 △△△課 主任 ○○ ○○
E-mail	
連絡先	電話 () 内線 ()

- (注) 1 この様式は、A4判(縦長)を用いてください。
 2 事業区分は、当該年度に選定した事業の区分番号を記入してください。
 3 都道府県の事業で、他の団体に対し、委託、補助を行うときは、摘要欄にその事項を記入してください。

(別紙)

高齢者生きがい健康づくり事業の概要

1 目的

※実施する事業の目的について、具体的に記入してください。

2 計画

※実施する事業の計画内容について、記入してください。

3 実施方法

直轄事業(委託を含む) 補助事業

※いずれかを○で囲んでください。

4 事業区分

②

※別表「事業区分一覧表」により、該当する主たる区分番号を一つ記入してください。

5 事業費の執行状況

総事業費	19,180千円
交付金充当額	16,000千円
自己負担額	3,180千円

【実績報告書】都道府県分 作成要領

様式第4号

第 号
年 月 日公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 印

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金実績報告書

年 月 日付け地域振総第 号で決定のあった人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業の実施状況は次のとおりであるので報告します。

(単位：千円)

番号	事業区分	事業の名称	実施概要	事業完了時期	支出総額	交付決定額	摘要
1	②	高齢者生きがい健康づくり事業	別紙のとおり	令和7年3月	20,000	16,000	
合 計					20,000	16,000	

事務担当

所属・職・氏名	○○○部 △△△課 主任 ○○ ○○
E-mail	
連絡先	電話 () 内線 ()

(注) 1 この様式は、A4判(縦長)を用いてください。

(別紙)

事業名称 高齢者生きがい健康づくり事業

1 目的

※申請時の目的から逸脱していないか確認の上、記入してください。

2 計画

※申請時の計画通りに実施できたか確認の上、記入してください。

3 実施方法

直轄事業(委託を含む)・補助事業

4 実施内容及び実施状況

※申請時の目的及び計画通りに実施できたか確認の上、記入してください。

5 事業の効果

※具体的に記入してください。

6 事業費の執行状況

総事業費	20,000千円
交付金充当額	16,000千円
自己負担額	4,000千円

【交付申請書】市(区)町村分 作成要領

市(区)町村の申請書には、各都道府県の副申(様式第2号の2)を付してください。

様式第2号

第 号
年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

市(区)町村長 ○ ○ ○ ○ 印

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付申請書

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業に係る交付金3,000,000円を交付されるよう地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

事業計画

(単位：千円)

番号	事業区分	事業の名称	事業計画概要	総事業費	財源内訳		摘要
					交付金	自己負担金	
1	②	〇〇市民の生活習慣調査から元気高齢者を増やそうプロジェクト	別紙のとおり	3,240	3,000	240	

事務担当

所属・職・氏名	〇〇〇部 △△△課 主任 ○○ ○○
E-mail	
連絡先	電話 () 内線 ()

- (注) 1 この様式は、A4判(縦長)を用いてください。
 2 事業区分は、当該年度に選定した事業の区分番号を記入してください。
 3 交付申請額は、千円単位(千円未満切捨て)で記入してください。

(別紙)

〇〇市民の生活習慣調査から元気高齢者を増やそうプロジェクト概要

1 目 的

※実施する事業の目的について、具体的に記入してください。

2 計 画

※実施する事業の計画内容について、記入してください。

3 実施方法

※具体的な方法を記入してください。

4 事業経費

科 目	内 訳	金 額
謝金	大学講師講演謝金 (@60,000 円×4 回) 理学療法士謝金 (@20,000 円×10 回)	440,000 円
報酬	臨時職員 (資料整理・入力作業) @1,000×5h×2 人×30 日	300,000 円
通信運搬費	アンケート送付用切手代 @140×2,000 箇所 アンケート送付用切手代 @94×2,000 箇所	468,000 円
委託費	調査結果の集計・分析	1,000,000 円
賃借料	会場使用料	100,000 円
印刷製本費	パンフレット (2,500 枚) 50,000 円 調査票 (@30×2,500 枚) 75,000 円 調査結果冊子 @2,500×250 部	750,000 円
消耗品費	アンケート送付・回収用封筒 142,000 円 紙代 (@1,000 円×10 包) 10,000 円 事務用品 30,000 円	182,000 円
合 計		3,240,000 円

※事業経費については、次頁の市(区)町村の実施する事業の主な事業経費について(注意が必要なもの)を、ご確認ください。

市(区)町村の実施する事業の主な事業経費について (注意が必要なもの)

科 目	対象の可否	要 件
消 耗 品 費	○	内訳は、内容、単価、数量、消費税等を明記する。 事業経費全体を物品の購入に当てるものは対象外とする。 また、医師の研究事業における書籍購入費は対象外とする。
印 刷 製 本 費	○	調査事業等における成果物の完成について、業者支払い金額は当年度2月までに確定させること。
旅 費 交 通 費	○	当該市(区)町村の旅費規程等により計算して得た額とする。 なお、海外研修、学会参加に係る旅費は対象外とする。 ※謝金を支出する場合は、日当は対象外とする。
通信運搬費(役務費)	○	切手、レターパックは、必要数の購入に留めること。
賃 借 料 (使 用 料)	○	申請者の事務所等の賃料は対象外とする。
謝 金	条件付き対象 (申請総額の50%を上限として、その他の経費総額と同額まで)	1人1日当たり5万円を上限とする。 なお、代診医に係る謝金については報酬として計上しても問題ない。 ※何名分の謝金か明確に記載すること。
報 酬	○	当該事業の遂行目的の会計年度任用職員の賃金は、1人1日当たり1万円(交通費含む)を上限とする。なお、社会保険料及び共済組合負担金等は対象外とする。 医師の研修目的事業に係る代診医については、1人1日当たり5万円を上限とする。 委員会委員の報酬は対象外とする。
委 託 費	条件付き対象 (申請総額の50%を上限として、その他の経費総額と同額まで)	事業の全てを委託するものは、対象外とする。 事業の一部を委託する必要がある場合は、申請書の別紙に、委託業務内容及び市(区)町村の業務の役割分担について明記する。 また、委託契約書は保管し、調査時には提示できるようにすること。
備 品 費	条件付き対象 (申請額の30%以内)	原則、対象外とする。 但し、当該備品が事業に不可欠であり、リース等の方法により対応できない場合に限り、その購入理由及び備品の管理方法並びに事業完了後の用途について、明記する。 ※1個又は一式当たり10万円(税込)以上、耐用年数が1年以上の物品を備品とする。
人 件 費 (負 担 金)	△	医師の研修目的事業のみ対象とする。 研修を受けるための大学等への納入金は、20万円を上限とする。 学会参加費は対象外とする。
雑費(食糧費、会議費)	△	原則、飲食代(弁当代含む)、手土産代、会議のお茶代も対象外とする。 但し、栄養教室等、事業の実施に不可欠となる材料費は対象とする。
金 券 及 び 賞 品	×	賞金、商品券等及び高額な物品、換金性の高い物品等は対象外とする。
扶 助 費 (助 成 金)	×	事業に係る扶助費等の助成金は対象外とする。

※会計科目名は、市(区)町村の財務規則等に準じてください。

【都道府県の副申】作成要領

様式第2号の2

第 号
年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 印

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付申請に関する副申

管下市(区)町村の交付申請については、次のとおり進達します。

番号	事業区分	市(区)町村名	意見等
1	②	〇〇〇市 (事業名) [総事業費 千円] [交付金 千円] [自己負担金 千円]	
2	③	〇〇〇市 (事業名) [総事業費 千円] [交付金 千円] [自己負担金 千円]	
3	⑤	〇〇〇市 (事業名) [総事業費 千円] [交付金 千円] [自己負担金 千円]	
4	⑨	〇〇〇市 (事業名) [総事業費 千円] [交付金 千円] [自己負担金 千円]	
5	④	〇〇〇市 (事業名) [総事業費 千円] [交付金 千円] [自己負担金 千円]	

- (注) 1 この様式は、A4判(縦長)を用いてください。
2 都道府県で判断する優先順位の順に記入してください。
3 「意見等」欄は、交付対象事業者として適当であると認めた理由等を記入してください。

【実績報告書】作成要領

様式第4号

第 号
年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

市(区)町村長 ○ ○ ○ ○ 印

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金実績報告書

年 月 日付け地域振総第 号で決定のあった人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業費の実施状況は次のとおりであるので報告します。

(単位：千円)

番号	事業区分	事業の名称	実施概要	事業完了時期	支出総額	交付決定額	摘要
1	②	○○○○○○○○	別紙のとおり	令和6年3月	2,940	3,000	
合 計					2,940	3,000	

事務担当

所属・職・氏名	○○○部 △△△課 主任 ○○ ○○
E-mail	
連絡先	電話 () 内線 ()

(注) 1 この様式は、A4判(縦長)を用いてください。

(別紙)

事業名称 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

1 目 的

※申請時の目的から逸脱していないか確認の上記入してください。

2 計 画

※申請時の計画通りに実施できたか確認の上記入してください。

3 実施方法

※申請時の方法で、実施できたか記入してください。

4 実施内容及び実施状況

※申請時の目的及び計画通りに実施できたか確認の上記入してください。

5 事業の効果

※具体的に記入してください。

6 事業経費内訳

<収入>

項目	内 訳	金 額
自己負担金	自主財源 40,000 円	40,000 円
収 益 額	参加費 (@1,000 円×100 名)	100,000 円
合 計		140,000 円

<支出>

科 目	内 訳	金 額	自己負担金
謝金	大学講師講演謝金 (@60,000 円×4 回) 理学療法士謝金 (@20,000 円×10 回)	400,000 円	40,000 円
報酬	臨時職員 (資料整理・入力作業) @1,000×5h×2 人×30 日	300,000 円	0 円
通信運搬費	アンケート送付用切手代 @140×2,000 箇所 アンケート送付用切手代 @94×2,000 箇所	468,000 円	0 円
委託費	調査結果の集計・分析	700,000 円	0 円
賃借料	会場使用料	100,000 円	0 円
印刷製本費	パンフレット (2,500 枚) 50,000 円 調査票 (@30×2,500 枚) 75,000 円 調査結果冊子 @2,500×250 部	750,000 円	0 円
消耗品費	アンケート送付・回収用封筒 142,000 円 紙代 (@1,000 円×10 包) 10,000 円 事務用品 30,000 円	182,000 円	0 円
合 計		2,900,000 円	40,000 円
支出総額		2,940,000 円	

※円単位で作成し、実績報告書には、千円単位（千円未満切捨て）で記入してください。

7 交付金請求額

交付金請求額 2,800,000 円
(=支出総額－自己負担金－収益額)

【交付請求書】市(区)町村 作成要領

様式第5号

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付請求書

交 付 金 額	金 円
交付金振込希望 金融機関名	<p style="text-align: center;">ふりがな 〇〇銀行 ふりがな △△△支店</p> <p>普通・当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">ふりがな</p> <p>名 義</p> <p style="text-align: center;">〇〇県会計管理者 □ □ □ □</p>

年 月 日付け地域振総第 号で交付決定の通知があった人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業については、別紙実績報告書のとおりであるので地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程第10条の規定により交付されるよう請求します。

年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理 事 長 〇 〇 〇 〇 殿

市(区)町村長 〇 〇 〇 〇 印

事 務 担 当

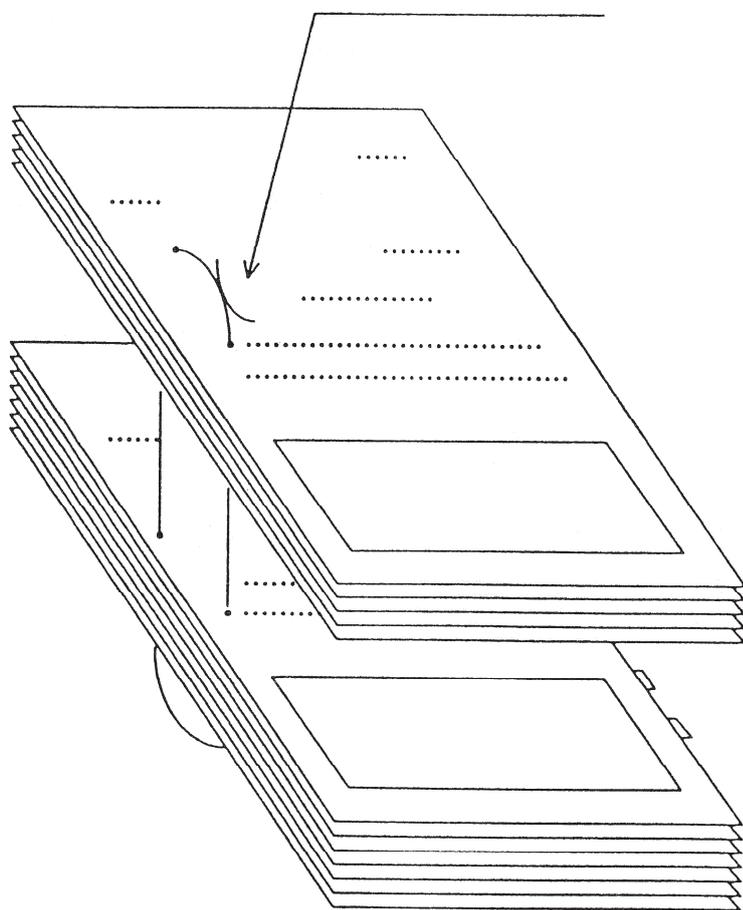
所属・職・氏名	〇〇〇部 △△△課 主任 〇〇 〇〇
E-mail	
連 絡 先	電話 () 内線 ()

(注) この様式はA4判(縦長)を用いてください。

市(区)町村分

提出書類のまとめ方（都道府県ご担当の方へ）

全て A4 版縦長で統一してまとめ、作成してください。



2穴で綴じ紐(ホチキス留めは不可)

← ① 都道府県の副申書
(様式第 2 号の 2)

← ② 市(区)町村の
交付申請書・別紙
(様式第 2 号)

**市(区)町村名の
インデックスを必ず貼付**

- 1 提出書類は全て A4 版（縦長）で統一してまとめ、折らずに原サイズのまま送付してください。
- 2 交付申請書及び実績報告書には市(区)町村名のインデックスを貼付してください。
- 3 実績報告書の提出は、報告書と交付金交付請求書を別々にまとめた上で一緒に送付してください。

【参考】

区分④医療対策事業「地域医療技術向上推進事業」（旧特定事業区分ア）について

地域社会における住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、それに必要な地域医療に従事する医師の資質向上を目的とした「研修事業」及び「研究事業」に対して交付金を交付します。

【研修事業】

地域医療に従事している医師が医療技術の向上を図るため、その勤務地を離れて医科大学その他の研究機関等において、研修を受けるために要する費用及び当該医師に代わってその期間中勤務する者の給料等の費用に対して交付金を交付します。

（交付条件）

交付の対象となる地域医療に従事している医師は、へき地等の公的医療機関に勤務している方です。

※別紙:記載例 参照

【研究事業】

地域医療に従事している医師等が、医療技術の向上を図るために行う調査研究に係る費用に対して交付金を交付します。

なお、研究事業の採択は、当財団の「研究事業採択審査委員会」において審査を行い決定します。また、研究成果については、当財団の「研究事業成果審査委員会」において発表をしていただき、事業終了後1年以内に論文にまとめ学術雑誌に投稿(掲載)し、当該別刷2部を財団に提出していただきます。

（交付条件）

公立病院等に勤務する医師が共同で行う調査研究が対象です。

※別紙:記載例 参照

区分④医療対策事業「地域医療技術向上推進事業（研修事業）」作成要領

様式第2号

〇〇〇〇第 号
年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

市(区)町村長 〇 〇 〇 〇 印

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付申請書

令和7年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業に係る交付金3,000,000円を交付されるよう地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

事業計画

(単位：千円)

番号	事業区分	事業の名称	事業計画概要	総事業費	財源内訳		摘要
					交付金	自己負担金	
1	④	地域医療従事 医師養成事業	別紙のとおり	3,252	3,000	252	
合 計				3,252	3,000	252	

事務担当

所属・職・氏名	〇〇〇部 △△△課 主任 〇〇 〇〇
E-mail	
連絡先	電話 () 内線 ()

- (注) 1 この様式は、A4判(縦長)を用いてください。
2 事業区分は、当該年度に選定した事業の区分番号を記入してください。
3 交付申請額は、千円単位(千円未満切捨て)で記入してください。

地域医療従事医師養成事業計画概要

1 目 的

※実施する事業の目的について、具体的に記入してください。

2 計 画

〇〇町診療所に勤務する□□医師を△△医科大学において
1年間週1回耳鼻咽喉科の研修を行なう。

※実施する事業の計画内容について、記入してください。

3 実施方法

- (1) 時 期 令和7年4月1日～令和8年3月31日
 (2) 代診医の確保 〇〇大学病院に代診医の派遣を依頼し、◇◇医師が代診医として
決定している。

4 事業経費

合計 3,252 千円

- (1) 報酬 代診医
50,000 円/1 日×4 日/1 ヶ月×12 ヶ月×1 名=2,400,000 円
 (2) 旅費交通費 代診医
5,000 円/往復×4 日/1 ヶ月×12 ヶ月=240,000 円
 研修を受ける医師
6,500 円/往復×4 日/1 ヶ月×12 ヶ月=312,000 円
 (3) 研修負担金 300,000 円/年 ※負担金は最大 200,000 円までです。

差額の 100,000 円は自己負担となります。

※人件費、旅費及び受講料等に係る単価、運賃、日数等の算出内訳は必ず明記してください。

※事業経費は、下表に定める基準とします。

経 費	研修を受ける者	派遣医等
報 酬		研修を受ける者に代わってその業務を行う者の給料及び諸手当は、 1日 50 千円 月額 1,000 千円 を上限とします。
旅費交通費	研修期間中における勤務地から研修を受ける大学等までの旅費交通費(当該市(区)町村の旅費規程により計算して得た額とします。) ※海外研修、学会参加に係る旅費は対象外です。	勤務地から赴任地までの往復の旅費交通費 (日当は除きます。)
負 担 金	研修を受けるための大学等への納入金 (200 千円を上限とします。)	

区分④医療対策事業「地域医療技術向上推進事業（研究事業）」作成要領

様式第 2 号

〇〇〇〇第 号
年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

市(区)町村長 〇 〇 〇 〇 印

令和 7 年度人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付申請書

令和 7 年度人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業に係る交付金 1,739,000 円を交付されるよう地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

事業計画

(単位：千円)

番号	事業区分	事業の名称	事業計画概要	総事業費	財源内訳		摘要
					交付金	自己負担金	
1	④	〇〇地区における高齢者の動脈硬化性疾患の危険因子解明に関する研究	別紙のとおり	1,739	1,739	0	
合 計				1,739	1,739	0	

- (注) 1 この様式は、A4 判（縦長）を用いてください。
2 事業区分は、当該年度に選定した事業の区分番号を記入してください。
3 交付申請額は、千円単位(千円未満切捨て)で記入してください。

※研究代表者は、当財団において令和 8 年 2 月又は 3 月頃に研究の成果を発表し、研究成果審査委員会の審査を受けていただきます。また、事業終了後 1 年以内に論文にまとめ学術雑誌に掲載し、当該別刷 2 部を財団に提出いただきます。

〇〇地区における高齢者の動脈硬化性疾患
の危険因子解明に関する研究事業概要

1 研究目的

※現状や研究の着想に至った経緯、予想される結果と意義等を含めて
具体的に記入してください。

2 研究計画・方法

※研究目的を達成するための具体的な研究計画、研究代表者及び研究協力者の
具体的な役割並びに研究手法等について明確に記入してください。

3 研究対象者 ※対象者の年齢等についても記入してください。

4 研究組織等

(1) 研修組織

区 分	所属及び職名	氏 名	最終学校名 (卒業年次)	役割分担
研究代表者	〇〇町△△診療所 医師	〇〇 〇〇	〇〇医科大学 (昭和□□年卒)	□□□□□□
研究協力者	〇〇大学医学部 □□学教授	〇〇 〇〇	△△大学医学部 (昭和□□年卒)	□□□□□□
	〇〇県立△△病院 内科医長	〇〇 〇〇	△△大学医学部 大学院 (昭和□□年修)	□□□□□□
	〇〇県立△△病院 内科医	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院 医学研究科 (昭和□□年修)	□□□□□□
	同上	〇〇 〇〇	△△大学医学部 (昭和□□年卒)	□□□□□□

(2) 研究代表者の業績

I 原著論文

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

外〇編

II 学会抄録

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

外〇編

III 著書・総説

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

外〇編

IV その他

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

外〇編

(注)この区分に従って、それぞれの主なものを10編以内で記載してください。

5 研究実施計画

○年○月～○月 健康診断の実施、データの収集（○○が担当）

○年○月～○月 統計的手法による結果の解析（□□が担当）

○年○月～○月 ○○教授による研究指導

○年○月～○月 研究班内部の最終的な検討

（注）研究者の役割分担、研究対象・方法等について、具体的に記入してください。

6 事業経費

合計	1,739,000 円	
科目	金額	内 訳
消耗品費	785,000 円	・検査消耗品 測定キット 5,000 円×150 ロット = 750,000 円 プレート板 20 円×1,000 枚 = 20,000 円 ・USB、用紙等事務用品 15,000 円
旅費交通費	420,000 円	・○○県立病院への連絡調整旅費 5,000 円/往復×24 回/年 = 120,000 円 ・△△医科大学への連絡調整旅費 50,000 円/往復×6 回/年 = 300,000 円
報酬	384,000 円	・臨時職員（資料整理、データ入力等） 800 円×8 時間×60 日 = 384,000 円
その他	150,000 円	・論文別印刷費（50 部） 50,000 円 ・スライド作成費（100 枚） 100,000 円

※書籍購入等図書費、学会参加費、会議費は交付金の対象外となります。

7 倫理的配慮

※具体的かつ明確に記入してください。

また、必ず倫理審査委員会の承認を得て、承認番号の記入及び承認書(控)を添付してください。(継続申請の場合は、承認番号を記入)

8 研究成果

(1) 現状と今後の課題

(2) 学会等への発表

○○学会 □□□研究会

計○回

(3) 学術雑誌等への投稿 ※継続申請の場合は、前年度までの研究成果を記入してください。

○○○○○○

□□□□□□□□

計○編

高齡社会対策大綱

(令和6年9月13日閣議決定)



【概要】高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）

目的及び基本的考え方

1. 大綱策定の目的

- 「高齢社会対策」は、高齢者を支えるための取組だけでなく、高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組。
 - 我が国は世界に類を見ないほどのスピードで高齢化が進み、今後更に進展（高齢化率：29.1%（2023年）⇒38.7%（2070年））。人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手の不足（生産年齢人口は2040年までに約1,200万人減少）、経済規模の縮小のほか、二人暮らしの高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加等に伴う様々な影響や課題が懸念。
 - 一方、我が国の平均寿命は世界で最も高い水準となり、高齢者の体力的な若返りも指摘。65歳以上の就業者は増加し続け、意欲も高い。
- ⇒年齢によって分け隔てられなくなり、若年世代から高齢世代までの全ての人々が、それぞれの状況に応じて「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指し、全世代の人々が「超高齢社会」を構成する一員として、希望が持てる未来を切り拓いていくことが必要。

2. 基本的考え方

- (1) 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築
- (2) 一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築
- (3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

生涯を通じて活躍できる環境の整備

1. 年齢に関わらない活動機会の拡大

<背景>

- 自己啓発を実施した労働者の割合は、20代以上では年齢層が高くなるほど低く、「60代以上」は約2割。
- 現在収入のある仕事をしている60歳以上の人について、「働けるうちはいつまでも」との回答が約4割、「70歳くらいまで」又はそれ以上まで働き続けたいとの回答を合計すると約9割に上る。
- 行政が力を入れるべき生涯学習の取組について、40代・50代では「インターネットを利用したオンライン学習の充実」が約5割、60代以上では「公民館等の開放などの学習のための施設の増加」が約4割でそれぞれ最多。
- 地域における社会参加活動を進めるために有効だと思っる施策について、約4割が「簡単に社会参加活動に参加できる仕組み」、約3割が「実施されている社会参加活動内容の周知・広報」と回答。

2. 高齢社会に関するあらゆる世代の理解の促進

<背景>

- インターネット利用率は年齢層が高くなるほど低い。
(60代:90.2%、70代:67.0%、80歳以上:36.4%)
- 20代の73.5%が、社会保障制度に「全く関心がない」「あまり関心はない」と回答。また、学校等で金融教育を受けた経験がある人の割合は、18～29歳では13.9%、60～79歳では5.4%に留まる。

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進（就業・所得）
- 企業等における経験やスキルに基づく配置、成果に基づく評価・処遇等に関する専門家の助言等の雇用の質の向上のための環境整備（就業・所得）
- 起業支援や高齢期のニーズに応じたハローワークのマッチング強化等の多様な就業等の機会の提供（就業・所得）
- 多様な主体の連携により地域社会の課題解決に取り組みするためのプラットフォームの構築、地域の仕事や活動等を各人の都合に合わせてモザイク型のジヨブマッチングを行う仕組みの構築による地域社会の担い手確保（学習・社会参加）
- 老人福祉センター等の地域の身近な場やオンラインにおける学習機会の充実（学習・社会参加）等

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 幅広い世代における加齢に関する理解の促進（学習・社会参加）
- 携帯シヨップや公民館等における講習会の実施等、デジタル等のテクノロジーに関する学びの充実による高齢期のデジタル・デバイドの解消（学習・社会参加）
- 早い段階からの社会保障教育・ライフステージに応じた金融経済教育の推進（学習・社会参加）等

一人暮らしの高齢者の増加等に対応できる環境の整備

<背景>

- 医療・介護の複合ニーズが高まる**85歳以上人口は増加**を続け、**2060年には約1,170万人**となる見込み。(2023年：約670万人)
- 2040年度までに更に57万人の介護職員の確保**が必要と見込まれる。
- 介護離職者数は年間約10万人で推移。2030年の介護離職等による経済損失額は約9.2兆円。**
- 65歳以上の一人暮らしの人の数は、2040年には2020年より370万人増加し、約1,041万人**となる見込み。
- 近年**持家率は20～50代で低下傾向**。高齢者の一人暮らしが増加する中、高齢期の住宅の確保に対するニーズは高まる。一方、**高齢者の入居については、賃貸人の約7割が拒否感。住み替えのピークは75～85歳と遅く消極的な住み替えも。**
- 使用目的のない**空き家は、この20年間で1.8倍の385万戸に増加**。
- 60代以上の老後生活の不安として「移動が困難」と回答の割合は、人口規模の少ない市町村ほど多く、人口5万人未満では7割弱。**

身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備

<背景>

- 65歳以上の認知症及びMCI（軽度認知障害）の人の数は今後増加し、**2040年にはそれぞれ584.2万人（有病率14.9%）、612.8万人（有病率15.6%）**となる見込み。(2022年：認知症 443.2万人（有病率12.3%）、MCI 558.5万人（有病率15.5%）)
- 特殊詐欺の被害者の約8割が65歳以上**。
- 75歳以上の運転者による死亡事故件数は最近増加傾向**にあり、2023年は**384件の死亡事故**が発生。
- バリアフリー化やユニバーサルデザインの進捗状況について、「**十分進んだ**」又は「**まあまあ進んだ**」と回答した人は、**60代・70代で3割程度にとどまっている**。
- 市町村における避難行動要支援者の**個別避難計画**について、**未着手が全体の約8%**であるなど地域差がある。

今後の高齢社会対策の推進に当たって

- 関係行政機関の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整、各分野における数値目標及び参照指標の設定
- 施策の推進状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築
- 地域の企業・団体やNPO等の多様な主体との連携等により、地方公共団体における地域の特性を活かした施策の展開を後押し

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 在宅医療や在宅介護の質・量両面での充実を含めた**地域包括ケアシステム**の構築の一層の推進（健康・福祉）
- 処遇改善や介護の仕事の魅力向上等**を通じた**介護人材の確保**の推進（健康・福祉）
- 介護ロボットやICT機器等**テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上**（健康・福祉）
- 仕事と介護を両立できる雇用環境の整備等の推進**（健康・福祉）
- 高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営の確保**や地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のコーディネート**等の**身寄りのない高齢者等の支援の充実**（健康・福祉）
- 住宅、福祉等の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備等**を通じた**居住支援の充実**（生活環境）
- 空き家の有効活用等の**空き家対策の推進**（生活環境）
- 地域公共交通の「リ・デザイン」の加速化**や**自動運転技術の社会実装**に向けた取組の推進等による**地域における移動手段の確保**（生活環境）
- 高齢社会の課題解決に資するAI技術の研究開発の促進**（研究開発等）等

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 認知症基本法に基づき、認知症の理解の増進や早期発見・対応のための関係機関間の連携強化等の施策の総合的かつ計画的な推進**（健康・福祉）
- 加齢による**難聴等の早期スクリーニング**や定期的ケア、**地域や職場の理解促進、感覚を拡張・代替するテクノロジーの活用等による身体機能・認知機能の状態に関わらず生活しやすい環境整備**（健康・福祉）
- 個人情報等を円滑に共有し得る枠組み**（消費者安全確保地域協議会等）**への金融機関の参加の促進**による必要な支援につなぐ取組の推進等、金融経済活動における**認知機能の低下した人への支援強化**（生活環境）
- 地域協議会の設置促進**や**消費生活相談のDX等**の相談体制の充実による**消費者被害の防止**（生活環境）
- 運転免許証の自主返納をしやすい環境整備**や**サポートカー限定免許の推進**等の**認知機能の変化に応じた交通安全対策の推進**（生活環境）
- 情報アクセシビリティや建築物等のバリアフリー化の推進**（生活環境）
- 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策の推進**（生活環境）等

こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)





こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

【説明資料】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来的にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができ
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変え、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってもっとのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

・ こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。

・ 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

・ こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながる。おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

・ 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあつて声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

・ こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。

・ 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

・ 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む。

・ 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

・ 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

・ 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世代が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
 - ・こどもが安心して過ごすことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じて権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ① こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
 - ② こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。
- こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることでできる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実 ○ 多様な声を施策に反映させる工夫 ○ 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○ こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要の人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定 ○ 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○ 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保 ○ こども基本法附則第2条に基づく検討

デジタル田園都市国家構想総合戦略 (2023 改訂版)

(令和5年12月26日閣議決定)



デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)

(2023年度～2027年度)

2023年12月26日

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

総合戦略(2027年度までの5か年計画)の基本的考え方

- 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

施策の方向

地方の社会課題解決

- ① **地方に仕事をつくる**
 - ・ 中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX等
- ② **人の流れをつくる**
 - ・ 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上等
- ③ **結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
 - ・ 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進等
- ④ **魅力的な地域をつくる**
 - ・ 地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・物流・インフラDX、防災DX等

国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ① **デジタル基盤の整備**
 - ・ デジタルインフラの整備、デジタルライブライン全国総整合備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大等
- ② **デジタル人材の育成・確保**
 - ・ デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成等
- ③ **誰一人取り残されないための取組**
 - ・ デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現等

政策間連携・施策間連携・地域間連携の推進

(政策間連携)

- ・ デジタル行財政改革会議における議論の進展や、「デジタル行財政改革中間とりまとめ」なども踏まえつつ、規制改革を始めとする政策と連携しながら、一体的に推進等

(施策間連携)

- ・ 各省による重点支援や地方支分部局の活用等による伴走型支援等を通じて、地域が目指す将来像の実現を支援等

(地域間連携)

- ・ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進等

デジタル行財政改革関連

(デジタル田園都市国家構想交付金)

- 将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につなげる見込みのある先行モデル的な実装を支援

(教育DX)

- デジタル教材等が連携する仕組みの構築などのデータ分析・利活用ができる環境整備、校務DX等を推進
- GIGAスクール構想の第2期を見据え、予備機を含む1人1台端末を計画的に更新

(行政サービス分野のデジタル実装の展開)

- 「書かないワンストップ窓口」の全都道府県下の市町村への展開を含めた、業務改革を前提とした「フロントヤード」改革を推進
- 国地方共通相談チャットボットの2023年度内の提供開始、その後のシナリオの精度の向上、対象分野の拡大を推進

(地域交通)

- タクシー・バスのドライバーの確保、不便の解消に向けた地域の自家用車・ドライバーの活用の検討を推進

(ドローンの利活用)

- レベル1・2 (目視内飛行) に係る無人航空機の飛行に関する許可・承認申請手続を短期化
- レベル3飛行 (無人地帯における目視外飛行) について、一定の要件の下、従来の立入管理措置を撤廃するレベル3.5飛行制度を創設

当面の重点検討課題 (令和5年6月16日デジタル田園都市国家構想実現会議決定) 関連

(デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成 (国土形成計画))

- デジタル徹底活用と「共」の視点からの地域経営で、日常の生活サービスが持続可能となる「地域生活圏」の形成を推進

(物流DX)

- 自動運転、ドローン物流、バース予約システム、求貨求車マッチングや自動倉庫、AIターミナル、サイバースポーツ等、効率化を推進

(地域の公共交通のリ・デザイン)

- MaaSやAIオンデマンド交通、モビリティ人材育成、自動運転の実装、ローカル鉄道の再構築、地域の実情に応じた幹線鉄道ネットワークの高機能化・サービス向上に係る取組を支援

(デジタルライフレイン全国総合整備計画)

- デジタルライフレイン全国総合整備計画を2023年度内に策定し、官民による重複を排除した集中的な投資を実施
- 2024年度からデジタル情報配信道やドローン航路の設定、インフラ管理のデジタル化を先行地域で推進

地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程

地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程

(平成元年9月1日制定)

改正	平成 2 年 2 月 15 日	平成 9 年 4 月 1 日	令和 3 年規程第 1 号
	平成 5 年 4 月 1 日	平成 14 年 9 月 27 日	令和 4 年規程第 8 号
	平成 7 年 4 月 1 日	平成 24 年 10 月 25 日	令和 6 年規程第 1 号
	平成 7 年 5 月 26 日	平成 25 年規程第 7 号	
	平成 8 年 8 月 30 日	平成 30 年規程第 1 号	

(趣旨)

第1条 公益財団法人地域社会振興財団（以下「この法人」という。）は、栃木県から交付される「地域医療等振興自治宝くじ」の収益金（以下「宝くじ交付金」という。）を財源として、この規程の定めるところにより地域医療等振興事業費交付金を交付することにより、地域社会の振興に寄与するものとする。

(交付事業)

第2条 この法人の実施する地域医療等振興事業費交付金交付事業は、整備拡充事業費交付金交付事業及び人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業の 2 事業とする。

- 2 前項に規定する整備拡充事業費交付金交付事業とは、学校法人自治医科大学（以下「大学」という。）の施設設備等の整備充実のために交付する交付金をいう。
- 3 第 1 項に規定する人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業（以下、「地域創生ソフト事業」という。）交付金とは、人口減少・少子高齢化の進展に対処するための施策及び東京圏の人口集中を是正し、地方で安心して、子どもを生み育て、暮らすことができる環境を確保するための施策の実現に資するために行われるソフト事業に対し交付する交付金をいう。

(交付対象事業者)

第3条 整備拡充事業費交付金交付事業の交付対象事業者は、大学とする。

2 地域創生ソフト事業交付金交付事業の交付対象事業者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 都道府県
- (2) 市(区)町村
- (3) 地方公共団体共通の利益に資すると認められる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)(以下「公益法人認定法」という。)第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業を行う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)の規定により設立された一般社団法人及び一般財団法人並びに公益法人認定法第 5 条の規定に適合すると認められた法人でこの法人が特に認めるもの

(交付金の財源区分)

第4条 第2条に規定する交付事業の財源は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 整備拡充事業費交付金 | 地域医療等振興事業分に係る宝くじ交付金 |
| (2) 地域創生ソフト事業交付金 | 地域創生ソフト事業分に係る宝くじ交付金 |

(交付方針の決定)

第5条 この法人は、毎年度、交付金の対象とする交付事業の交付方針を決定するものとする。

- 2 前項に規定する決定を行うにあたっては、あらかじめ地域医療等振興事業費交付金審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

(交付金の交付の申請)

第6条 交付対象事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。ただし、市(区)町村にあっては、都道府県を経由するものとする。

- (1) 交付金交付申請書（整備拡充事業にあっては様式第1号、地域創生ソフト事業にあっては様式第2号）
 - (2) その他この法人が必要と認める書類
- 2 都道府県は、市(区)町村からの交付申請書の経由を行う場合、当該交付申請書に副申（様式第2号の2）を添付してこの法人に送付するものとする。
 - 3 第1項に掲げる交付申請書等の提出は、大学にあっては四半期ごとに、地域創生ソフト事業交付対象事業者にあっては年1回まとめて行うものとする。

(交付金の交付の内示)

第7条 この法人は、地域創生ソフト事業交付対象事業者から交付の申請を受理した場合は、当該申請に係る書類及び事業内容について審査を行い、当該申請に係る交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに当該交付対象事業者に対し交付金の内示をするものとする。ただし、市(区)町村に内示するときは、都道府県を経由するものとする。

(交付金の交付の決定及び通知)

第8条 この法人は、当該年度の地域創生ソフト事業分に係る宝くじ交付金が確定したときは、速やかに交付金の交付の決定をするものとする。

- 2 この法人は、前項の規定により交付金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を交付対象事業者に対し通知するものとする。この場合において、市(区)町村に通知するときは、都道府県を経由するものとする。

(大学に対する交付金の交付等)

第9条 この法人は、前条に基づく交付決定を行った後、大学に対し、整備拡充事業費交付金を速やかに交付するものとする。

- 2 前項の規定により交付金の交付を受けた大学は、整備拡充事業に係る実績報告書（様式第3号）を毎事業年度終了後3ヶ月以内に、この法人に提出するものとする。

（地域創生ソフト事業交付対象事業者に対する交付金の交付）

第10条 この法人は、地域創生ソフト事業交付対象事業者から交付事業の実績報告書（様式第4号）及び交付請求書（様式第5号）が提出されたときは、交付金の対象である事業が適正に行われていることを確認したうえ、年度末に一括して当該交付対象事業者に対し地域創生ソフト事業交付金を交付するものとする。この場合において、市(区)町村が実績報告書及び交付請求書をこの法人に提出するときは、都道府県を経由するものとする。

第11条 この法人は、審査会の意見を聴いて特に認める法人に基金を取り崩して交付することができる。この場合において、当該法人は、地域創生ソフト事業交付対象事業者とみなす。

（補則）

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成元年9月1日）

この要綱は、平成元年9月1日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年2月15日）

この要綱は、平成2年2月15日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月26日）

この要綱は、平成7年5月26日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年8月30日）

この要綱は、平成8年8月30日から施行し、平成8年7月5日から適用する。

附 則（平成9年4月1日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日）

この要綱は、平成14年9月27日から施行し、平成13年12月28日から適用する。

附 則（平成24年10月25日）

この要綱は、平成24年10月25日から施行し、平成24年9月7日から適用する。

附 則（平成25年規程第7号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 12 月 10 日から施行し、平成 30 年 2 月 16 日から適用する。

附 則（令和 3 年規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 8 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 11 条の規定による審査会の意見の聴取は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和 6 年規程第 1 号）

この規程は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 殿

学校法人 自治医科大学
理事長 印

年度整備拡充事業費交付金交付申請書

年度第 四半期分を交付されるよう地域医療等振興事業費交付金交付事業実施
規程第 6 条の規定により次のとおり申請します。

- 1 交 付 金 額 円
- 2 使 途 目 的
- 3 交付金振込希望 銀行 支店
金融機関名 普 通 預金番号
当 座
名 義

様式第 2 号

番 号
年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 殿

交付対象事業者代表者 印

年度人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付申請書

年度人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業に係る交付金 円を
交付されるよう地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程第 6 条の規定により関係書
類を添えて申請します。

事業計画 (単位：千円)

番号	事業区分	事業の名称	事業計画概要	総事業費	財源内訳		摘要
					交付金	自己負担金	

所属・職・氏名	
E-mail	
連絡先	電話 () 内線 ()

- (注) 1 この様式はA4判(縦長)を用いてください。
2 事業区分は、当該年度に選定した事業の区分番号を記入してください。
3 都道府県の事業で、他の団体に対し委託、補助を行うときは、摘要欄にその事項を記入してください。

様式第2号の2

番 号
年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 殿

都道府県知事 印

年度市(区)町村の交付申請に係る副申

管下市(区)町村の交付申請について、次のとおり進達します。

番号	事業区分	市(区)町村名	意見等

- (注)
- 1 この様式は、A4判（縦長）を用いてください。
 - 2 都道府県で判断する優先順位の順に記入して下さい。
 - 3 「意見等」欄は、交付対象事業者として適当であると認めた理由等を記入してください。

様式第3号

番 号
年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 殿

学校法人 自治医科大学
理事長 印

年度整備拡充事業実績報告書

年度分整備拡充事業の実施状況を次の書類を添えて報告します。

- 1 収 支 決 算 書

- 2 事 業 実 施 概 要
(施設設備の種類内容等)

- 3 基金の状況に関する書類

- 4 取得財産に関する書類

様式第5号

年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付請求書

交 付 金 額	金 円
交付金振込希望 金融機関名	<p style="text-align: center;">銀 行 支 店</p> <p>普通・当座 預金番号</p> <p>名 義</p>

年 月 日付け地域振総第 号で交付決定の通知があった人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業については、別紙実績報告書のとおりであるので地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程第10条の規定により交付されるよう請求します。

年 月 日

公益財団法人 地域社会振興財団
理事長 殿

交付対象事業者代表者 印

事 務 担 当

所属・職・氏名	
E-mail	
連 絡 先	電話 () 内線 ()

(注) この様式はA4判(縦長)を用いてください。

内 容 照 会 等 連 絡 先

〒 329-0498 栃木県下野市薬師寺 3311-160
公益財団法人 地域社会振興財団 総務課

TEL 0285-44-3840

FAX 0285-44-7839

URL <http://zcssz.or.jp>

E-Mail fdc@zcssz.or.jp

